質問回答

NO.	質問	回答
1	「令和８年度国立公園業務管理システムの更改に向けた導入支援等業務調達仕様書」 “Page3：「図 2作業スケジュール案」” 質問：移行作業は2027年1月中旬から予定されているようですが、現行システムのデータをCSV形式で出力する作業も、その時点から開始するという理解でよろしいでしょうか。	図2に示す移行作業の期間は、移行方針、対象データ、実施方法等の整理から、データの保管、参照・検索手段の導入及び確認までを含む移行支援全体の想定期間を示したものです。 現行システムからのデータ出力を実施する具体的な時期及び回数については、受注後に作成する移行計画書及び移行実施手順書において、現行システムの運用への影響等を踏まえ、環境省と受注者との協議により決定します。したがって、CSV形式でのデータ出力を一律に2027年1月中旬から開始することを定めたものではありません。
2	“Page6：(ウ)データ管理方針 a 現行データ、新規データ、マスタデータ及び参照用データの管理方法を整理すること。現行システムから出力したデータについては、次期システムへ全量移行することを前提とせず、CSV等の形式で保管し、業務上必要な範囲で参照・検索できる方法を整理すること。“ 質問：現行システムのデータをCSV形式で出力し、参照・検索できる方法を整備する作業は、今回の業務範囲に含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、移行が必要なデータの件数をご教示いただけますでしょうか。併せて、参照・検索の方法について、想定されている方式がございましたらお知らせいただけますでしょうか。	現行システムから出力したデータをCSV等の形式で保管し、業務上必要な範囲で参照・検索できる方法を整理することは、本業務の範囲に含まれます。当該整理の結果、参照・検索手段の導入が必要となる場合には、本業務において必要な対応を行うこととしています。 具体的な参照・検索方法については、現時点で確定しておらず、本業務において整理することとしています。 なお、現時点では、次期システムへ移行するデータの件数は確定していません。
3	“Page27: (1) 入札公告期間中の資料閲覧等 オ 閲覧に供する想定の資料一覧 (ア)現行システム関連資料（設計、開発、テスト、運用及び保守に関する文書）“ 質問：要件一覧の補足資料として、参考資料をダウンロードすることは可能でしょうか。	入札公告期間中に閲覧に供する現行システム関連資料は、環境省内の指定場所における閲覧を想定しており、資料のダウンロード又は電子データでの提供は予定していません。 閲覧を希望する場合は、事前に閲覧日時を調整してください。
4	「令和8年度国立公園業務管理システムの更改に向けた導入支援等業務 要件定義書」 “Page5：表 7 ヘルプデスク業務の問合せ対応時間 本システム上に設置。 回答はシステム上の通知や、登録されているメールアドレス宛のメールにて実施する。回答内容は環境省と協議して定める。” 質問：Webフォーム形式の問合せ機能は「別添1要件概要」に記載が見当たりませんが、今回の開発範囲に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	Webフォーム形式の問合せ機能は、本調達の開発範囲に含まれますが、本省国立公園課職員に対する問い合わせを想定しております。 具体的な画面構成、通知方法、入力項目及び回答管理方法等については、基本設計工程において環境省と協議の上決定します。
5	“Page8：(1) 機能一覧 本調達で要求する主要な機能を「別添1要件概要」の「要件概要・機能要件一覧」シートに示す。詳細な機能構成は、基本設計工程にて環境省と協議の上決定すること。“ 質問：基本設計工程での協議により、機能が変更される可能性があるという理解でよろしいでしょうか。	基本設計工程では、要件定義書及び「別添1要件概要」に示す要求事項を前提として、具体的な機能構成、画面構成、データ項目、処理方式等を環境省と受注者との協議により確定します。 このため、要求事項を実現するための具体的な実装方法や機能構成を見直す可能性はあります。
6	“Page8：イ 画面の表示 画面の表示に関して、利用者に正しく内容を伝達すること。また、以下の要件を満たすこと。 画面の表示は、Power Platformの標準UI及びＧＳＳが定める標準ブラウザの利用を前提と し、Power Platform 標準機能で対応可能な範囲において、利用者に正しく内容が伝達されるよう 8 設計すること。” 質問：Power Appsキャンバスアプリでは高度なUI/UX設計が可能である一方、Power Appsモデル駆動型アプリでは標準UIの利用に限られる場合があると認識しております。いずれのアプリも、Power Platformの標準UIに関する要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。	本システムは、GSS上で提供されるPower Platform環境を前提とし、Power Platformの標準機能及び標準UIを活用して構築することを要求しています。 アプリケーションの方式については、操作性、保守性、権限管理及びデータ管理の一貫性を確保する観点から、原則としてモデル駆動型アプリを利用することを想定しています。
7	“Page13：(2) データ量 本システムで想定されるデータ量は、「別添 1 次期国立公園業務管理システムの要件概要」の「データ一覧（現行データ）」及び「データ一覧（新規データ）」を基に、設計等を考慮の上、サイジングを行うこと。 なお、「データ一覧（現行データ）」に記載している、現行システムのテーブルについては、直近 2 年のデータ件数、増加率、データ量の実績を記載している。“ 質問：「データ一覧」が見当たりませんでしたので、ご共有いただけますでしょうか。	「データ一覧（現行データ）」及び「データ一覧（新規データ）」は、別添1「次期国立公園業務管理システムの要件概要」に含まれていなかったため、提供します。

8	「業務概要・機能要件」 “Page1/5　A1.1-001：申請情報入力画面 ” 質問：この画面で入力する申請情報の種類をご教示いただけますでしょうか。	A1.1-001「申請情報入力画面」は、環境省担当官（受理・審査者）が、メール、郵送又は窓口等で受領した申請書、届出書等の情報を登録するための画面です。具体的な入力項目は、対象となる申請・届出様式及び審査業務に必要な情報を踏まえ、基本設計工程において確定します。 現行システムでは「各種申請・届出様式」にあるような、手続き名、国立公園名、申請日、申請者住所の他、地域名や自然保護官事務所等名を入力しています。資料閲覧申請いただければ、現行システムの操作画面をお見せすることも可能です。
9	「帳票一覧（案）」 “Page3/5 B0.1-001：各種申請・届出様式” 質問：各種申請・届出様式の種類をご教示いただけますでしょうか。また、帳票一覧に記載されている帳票の様式をご提供いただけますでしょうか。	B0.1-001「各種申請・届出様式」は、自然公園法に基づく国立公園関係の各種申請・届出について、申請者又は職員が必要事項を入力するための様式を総称したものです。申請・届出様式は次のリンク先に掲載のとおりです。 https://www.env.go.jp/park/apply/basic_01.html 対象となる具体的な様式、各様式の入力項目及びファイル形式については、現行システムで使用している様式並びに本調達で対象とする申請・届出業務を基に、基本設計工程において整理・確定します。なお、帳票一覧では、B0.1-001を「各種申請・届出を記入するテンプレート」とし、ファイル形式はExcel等としています。
10	質問1 Power Platform のライセンス・DLP ポリシー・付与権限について 該当箇所 資料 項目 PDF p. 頁 調達仕様書 4.(3)イ「システム導入方針の設計」 9 6 要件定義書（別紙1）「システム規模に関する事項」(1) 49 13 要件定義書（別紙1）「情報システム稼働環境に関する事項」 53 17 質問文 調達仕様書4.(3)イでは「Power Platform の標準機能を優先して活用し、過度な個別実装、追加ライセンス、追加コネクタ、外部連携又は基盤設定変更を要する構成を可能な限り避けること」とされています。また、要件定義書「情報システム稼働環境に関する事項」では、「ＧＳＳが提供する Power Platform の仕様、環境省の運用ルール及び付与された権限の範囲において」導入を行うこととされています。導入方針と構成を検討する前提として、以下3 点をご教示ください。 1. 本システムの利用者（職員約300 名、管理者約5 名）に割り当てられる Power Platform のライセンス種別。特に、Dataverse およびプレミアムコネクタを利用できるかどうか。	個別の機能の利用可否等は回答できません。 本業務におけるPowerPlatfomeが提供するサービスについては、閲覧資料（ガイドライン）にてご確認をお願いします。
11	2. 本システムを導入する環境に適用される DLP ポリシーの概要。	開示できません。 利用可能な機能については、閲覧資料（ガイドライン）にてご確認をお願いします。
12	3. 受注者に付与される権限の範囲。たとえば、環境作成者・システム管理者等のロール、ソリューションの作成と環境間移送の可否、GSS への各種申請に要する標準的なリードタイム。	受注者において管理者権限を必要とする操作については実施できません。 各種申請について何を具体的に想定しているか不明ですがベストエフォートの対応となります。
13	質問2 区域図・路線図（Shape ファイル等）帳票の導入範囲について 該当箇所 資料 項目 PDF p. 頁 調達仕様書 1.(3)「調達目的及び調達の期待する効果」 5 2 別添1 帳票一覧（案）B1.1-001～003 60 4/5 別添1 帳票一覧（案）B1.2-003、B1.2-005、B1.2-012 61 5/5 質問文 調達仕様書1.(3)では「外部連携、過去データ、一部帳票出力等については、（中略）本業務において実現性検証を行う」とされています。一方、別添1 の帳票一覧（案）では、「対象地域の区域図・路線図」の6 帳票（B1.1-001～003、B1.2-003、B1.2-005、B1.2-012）のファイル形式が「Shape ファイル等」となっています。 上記の「一部帳票出力」にこれら6 帳票が含まれ、本業務では実現性検証にとどめるという理解でよいか、ご教示ください。 本業務で出力機能の導入まで求められる場合は、あわせて次の2 点もご教示ください。 1. 想定している実現方式。たとえば、GIS 統合基盤で作成した Shape ファイルをファイルとして登録・管理する方式か、システム上で図形データを生成・出力する方式か。	「一部帳票出力」については、帳票出力対象、出力項目、出力条件、出力形式及び確認方法を本業務において整理するとともに、必要な実現性検証を行うこととしています。 ご質問の「対象地域の区域図・路線図」についても、別添1「帳票一覧（案）」に示す帳票として本業務における検討対象となりますが、Shape ファイル等による具体的な出力方法及び実現方式については、現時点で確定していません。 このため、当該6帳票について出力機能の構築まで行うかを含め、本業務における実現性検証を踏まえて整理することとしています。 なお、本システム上で図形データを作成し、又はShapeファイル等に変換して出力する機能の導入は現時点では、想定していません。

14	2.「Shape ファイル等」の「等」に含まれる形式（PDF・画像等）。	「Shapeファイル等」の「等」には、少なくとも図面として参照・添付するためのPDF又は画像ファイル等を含むことを想定しています。具体的な対象形式は、実現性検証の結果及び業務上の必要性を踏まえ、環境省と協議の上決定します。
15	質問3 システム切替日（本システムの運用開始日）について 該当箇所 資料 項目 PDF p. 頁 調達仕様書 1.(6)「作業スケジュール」図2（「システム切替▼」） 6 3 調達仕様書 4.(4)イ「教育」 12 9 要件定義書（別紙1） 「教育に関する事項」(3)「教育の実施時期」 55 19 質問文 調達仕様書の図2 では、3 月中に「システム切替」のマイルストーンが示されています。一方、要件定義書「教育に関する事項」(3)では、「遅くとも本システム運用開始の4 週間前までに教育を完了」することとされています。教育の完了時期とテスト・構築のスケジュールを確定するため、以下2 点をご教示ください。 1. 本システムの運用開始日（システム切替日）の想定日。たとえば、令和9 年3 月中か、令和9 年4 月1 日か。	本システムの運用開始日は、令和9年4月1日を想定しています。 調達仕様書の図2に示す令和9年3月中の「システム切替」は、運用開始に向けた切替作業及び確認を示したものです。本業務の履行期限は令和9年3月31日です。 具体的な切替日時及び切替手順については、現行システムの運用、テストの完了状況、データ移行及び利用者への影響等を踏まえ、契約締結後に環境省と受注者との協議により決定します。
16	2. 運用開始日から逆算した教育完了期限（4/1 運用開始の場合は3 月上旬）について、柔軟な調整の余地があるか。たとえば、一部の拠点を後から追加で研修する、段階的に運用を開始する、といった対応が可能か。	教育は、原則として、要件定義書に示すとおり本システムの運用開始の4週間前までに完了することとします。 ただし、全利用者への集合研修を同日までに完了することのみを求める趣旨ではありません。主要な利用者に対する教育、教材及び操作マニュアルの提供、録画教材等による補完その他の方法を組み合わせることは可能です。 拠点ごとの追加研修や運用開始後のフォローアップ研修については、運用開始に必要な教育を事前に確保することを前提として、具体的な教育計画を環境省と協議の上決定します。 なお、段階的な運用開始を当然の前提とはしていません。段階的な運用開始を提案する場合は、対象拠点、対象機能、期間、現行システムとの併用方法、データ整合性及び業務上の影響を明示してください。
17	①要件定義書 2.2 画面に関する事項に「別添3 画面遷移図」とありますが、調達資料の中に見当たりません。別途ご提示いただけますでしょうか？	当該資料を加えた仕様書一式を、本日（11/9）GEPS上に再掲載しました。なお、再掲載にあたり、GEPS案件番号については「６２８３４０」で公告させていただいておりましたところ、こちらを取り消し、新たに、案件番号「６３１９６６」で、本件公告させていただいております。
18	②要件定義書 2.4 データに関する事項に「別添1 次期国立公園業務管理システムの要件概要」の「データ一覧（現行データ）」及び「データ一覧（新規データ）」とありますが、調達資料の中に見当たりません。別途ご提示いただけますでしょうか？	「データ一覧（現行データ）」及び「データ一覧（新規データ）」は、別添1「次期国立公園業務管理システムの要件概要」に含まれています。
19	③入札説明書では提案書の電子提出が可能とされていますが、提案書作成要領には電子提出に関する記載がありません。提案書を電子システム上で提出した場合、紙媒体の提出は不要との認識でよろしいでしょうか。念のためご確認させてください。	ご認識のとおりです。
20	④本案件では、GSS環境上でシステム開発を行うものと想定しておりますが、GSS環境上でCopilot等のAIを利用するには、事前にデジタル庁への申請が必要かと思われます。貴省にて既に利用申請されているようでしたら、開発効率の向上を狙ったAI利用の提案も可能かと思いますが、いかがでしょうか。	開発作業は原則として受注者が用意する開発環境において実施し、一定の開発及び単体テストを完了した成果物を、移送・展開することを想定しています。 移送・展開の具体的な方法は提案内容を協議の上、決定することになります。
21	【該当箇所】仕様書 1.（3）調達目的及び調達の期待する効果（2ページ） 【質問】「令和８年度調達支援等業務において初期導入対象として整理された機能及び要件を本業務における導入対象」とあります。初期導入対象は、別紙1 別添1の「要件概要・機能要件一覧」及び「帳票一覧」に記載された全機能・全帳票と理解してよろしいでしょうか。一部である場合は、対象となる機能・画面・帳票の一覧をご提示ください。	別紙1別添1「要件概要・機能要件一覧」に記載された機能は、令和８年度国立公園業務管理システムの更改に向けた導入支援等業務において、初期導入対象として整理された機能を示しています。このため、同一覧に記載された機能は、原則として本業務の導入対象となります。 一方、「帳票一覧」に記載された帳票については、その全てについて同一の方法で出力機能を構築することを求めるものではありません。帳票のうち、法定帳票及び業務上必須となる帳票を優先して導入対象とし、区域図・路線図、大量一括出力を要する帳票その他Power Platformの標準機能による実現性等の確認が必要な帳票については、実現性検証又は代替運用の整理の対象とします。 具体的な出力対象、出力形式及び実現方法については、別紙1及び別添1を前提として、本業務のシステム導入方針の設計において整理し、環境省の承認を得るものとします。

22	【該当箇所】仕様書 1.（3）調達目的及び調達の期待する効果（2ページ） 【質問】実現性検証の対象とされている「一部帳票出力」は、具体的にどの帳票を指すのでしょうか（例：別添1「帳票一覧」でファイル形式がShapeファイル等の区域図・路線図）。また、当該帳票は本業務では実現性検証までとし、構築は対象外と理解してよろしいでしょうか。	「一部帳票出力」とは、Excelによる一覧・データ出力及びWordテンプレートを用いた単票出力等を指します。Shapeファイル等の区域図・路線図を指すものではありません。 これらについては、令和８年度国立公園業務管理システムの更改に向けた調達支援等業務において、出力条件、帳票レイアウトの再現性、PDF化等の実現性検証を実施しています。 別添1「帳票一覧」において本業務の導入対象とされている帳票は、本業務における構築対象です。ただし、出力形式及び実現方法については、Power Platformの標準機能、利用可能なライセンス及び実現性検証の結果を踏まえて決定します。
23	【該当箇所】仕様書 1.（5）業務実施期間、1.（6）作業スケジュール 図2（2～3ページ） 【質問】業務実施期間は契約締結日から令和９年３月３１日までとされています。この期間内に、初期導入対象の全機能について構築・テスト・受入テスト・移行・教育を完了し、令和９年３月末に本番稼働（システム切替）させる前提と理解してよろしいでしょうか。また、令和９年３月末のシステム切り替えは、現行システムの契約等の事情により変更できないものでしょうか。	本業務では、契約期間内に、初期導入対象について、システム導入、テスト、受入テスト支援、移行、教育及び運用開始に必要な切替作業を完了することを基本としています。 次期システムの運用開始日は、令和9年4月1日を想定しています。図2に示す令和9年3月中の「システム切替」は、同日の運用開始に向けた切替作業及び確認を示したものです。 ただし、具体的な切替日時及び切替手順については、テストの完了状況、データ移行、利用者への影響及び現行システムとの併用方法等を踏まえ、契約締結後に環境省と受注者との協議により決定します。令和9年4月1日から次期システムの運用を開始する方針自体は基本的な前提ですが、やむを得ない事情が生じた場合には、別途対応を検討します。
24	【該当箇所】仕様書 4.（3）イ システム導入方針の設計（6ページ）、1.（6）作業スケジュール 図2（3ページ） 【質問】4.（3）イに「初期導入で対応する範囲と、実現性検証又は将来対応とする範囲を切り分けること」とあり、作業スケジュール案（図2）は「必要に応じて見直しを行う場合がある」とされています。優先度の高い機能から段階的に稼働させ、一部の機能・帳票を本業務の契約期間後（次年度以降の別途調達等）に対応する計画を提案することは可能でしょうか。可能な場合は、令和９年３月３１日時点で稼働させるべき範囲の考え方をご教示ください。また、その場合、契約期間後に対応する機能は本業務の範囲外と理解してよろしいでしょうか。	優先度の高い機能から段階的に稼働させる計画を提案することは可能です。ただし、これにより、別紙1及び別添1において初期導入対象とされた機能を、受注者の判断のみで本業務の対象外とすることはできません。
25	【該当箇所】仕様書 2.（2）調達案件及びこれと関連する調達案件 表1（4～5ページ） 【質問】表1の「令和９年度国立公園業務管理システムの運用支援等業務」（令和９年４月開始）は、次期システムと現行システムのどちらの運用支援を想定したものでしょうか。また、システム切り替え後に現行システムを参照用等として並行利用することは想定されているのでしょうか。	「令和9年度国立公園業務管理システムの運用支援等業務」は、現行システムの運用支援を対象として想定しています。また、令和９年度中は現行システムと次期システムの並行利用を想定しております。
26	【該当箇所】仕様書 4.（3）カ 移行支援（8ページ）、別紙1 3.13 移行に関する事項（18ページ） 【質問】現行システムからのデータ出力は、どなた（現行の運用支援等業務の事業者等）が、いつ頃、どの形式で受注者に提供する想定でしょうか。あわせて、対象データの件数・容量の目安をご教示ください。	現行システムからのデータ出力は、環境省から現行システムの運用支援事業者に依頼し、出力されたデータを環境省から本業務の受注者に提供することを想定しています。 出力時期及び回数については、一律に定めておらず、本業務で作成する移行計画書及び移行実施手順書において、現行システムの運用への影響、データ確認及び切替作業の日程等を踏まえ、環境省と受注者との協議により決定します。 提供形式は、CSV等の汎用的な形式を基本とします。現行システムから出力したデータは次期システムへ全量移行することを前提とせず、CSV等の形式で保管し、業務上必要な範囲で参照・検索できる仕組みを導入することとしています。 対象データの件数及び容量の目安は、別添1「データ一覧（現行データ）」に記載された直近のデータ件数、増加率及びデータ量を参照してください。
27	【該当箇所】仕様書 2.（1）調達範囲（3ページ）、別紙1 3.11 情報システム稼働環境に関する事項（17ページ） 【質問】本業務で使用するGSS上のPower Platform環境（開発・検証・本番）は、契約締結時点で払い出し済みでしょうか。未了の場合は、払い出し時期の想定をご教示ください。	開発は事業者環境で行うことを想定しています。環境省側環境が必要な工程については、スケジュールを含めた提案内容を踏まえ必要な範囲内でベストエフォートの対応をすることとなります。

28	【該当箇所】別紙1 要件定義書 3.11 情報システム稼働環境に関する事項（17ページ） 【質問】受注者の作業要員がPower Platform環境で作業する際の条件（GSSアカウント・端末の貸与の有無、受注者事業所からの接続可否、付与される権限）をご教示ください。また、作業要員が使用する開発用のライセンスは、受注者の負担ではないと理解してよろしいでしょうか。	ライセンスを含む開発費用は受注者負担となります。また、端末の貸出は提案内容によりますが、開発目的の貸出は原則行いません。
29	【該当箇所】別紙1 要件定義書 3.11 情報システム稼働環境に関する事項（17ページ） 【質問】環境間の移送（ソリューションのエクスポート・インポート）は、受注者が実施可能でしょうか。GSS側で実施する場合は、申請から反映までに要する期間の目安をご教示ください。	提案内容を確認し、必要性を検討した上での判断となります。
30	【該当箇所】仕様書 4.（3）イ システム導入方針の設計（6ページ） 【質問】「追加ライセンス、追加コネクタ（中略）を要する構成を可能な限り避けること」とあります。現時点で本システムに利用可能なライセンスの種別とDataverseの容量をご教示ください。また、帳票出力等でプレミアムコネクタが必要となる場合、そのライセンス費用は受注者の負担ではないと理解してよろしいでしょうか。	個別の機能の利用可否等は回答できません。 開発方針に記載のとおり、標準機能の範囲を推奨します。 なお、標準機能は閲覧資料にてご確認をお願いします。 標準機能以外の機能について提案する場合は使用が不可である可能性に留意し、使用できなかった場合の代替案も含めご提案をお願いします。
31	【該当箇所】仕様書 5.（2）作業要員に求める資格等の要件 イ（イ）（15ページ） 【質問】「Power Platformを利用したシステム導入の管理者としての経験」には、民間企業向け案件や、Dataverseを基盤とするDynamics 365の導入案件における管理者経験も含まれると理解してよろしいでしょうか。また、案件の規模や期間に関する条件があればご教示ください。	「Power Platformを利用したシステム導入の管理者としての経験」について、発注先が官公庁又は民間企業であるかは問いません。 ただし、Dynamics 365の導入案件については、Dynamics 365を利用した経験のみをもって本要件に該当するものではありません。当該案件においてPower Platformを利用したシステム導入の管理者としての経験を有する場合は、その具体的な業務内容を示してください。 なお、案件の規模及び期間に関する条件は設けていません。
32	【該当箇所】仕様書 5.（2）作業要員に求める資格等の要件 ウ（エ）（15ページ） 【質問】「ローコードプラットフォーム」には、Power Platform以外の製品も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
33	【該当箇所】仕様書 5.（2）作業要員に求める資格等の要件（14～15ページ） 【質問】作業担当者は「最低１名専属」とされていますが、プロジェクト管理者及びプロジェクト管理者補佐は、本業務以外の業務との兼任が認められると理解してよろしいでしょうか。	プロジェクト管理者及びプロジェクト管理者補佐について、本業務以外の業務との兼任を禁止するものではありません。ただし、本業務の遂行に必要な稼働時間を十分に確保してください。 なお、同一の要員が本業務においてプロジェクト管理者、プロジェクト管理者補佐又は作業担当者の複数の役割を兼ねることは認められません。また、作業担当者については、最低1名を本業務に専属で配置してください。
34	【該当箇所】仕様書 4.（4）ウ 引継ぎ（9ページ）、別紙1 3.14 引継ぎに関する事項（18ページ） 【質問】引継ぎ先について、仕様書では「別途調達を行う運用保守事業者」、別紙1では「本システムの運用保守は、環境省職員が実施する予定」とされています。引継ぎ先はどちらでしょうか。両方の場合は、それぞれの引継ぎ範囲をご教示ください。	別紙１のとおり、運用保守は環境省職員が行う想定でおりますので、環境省職員への引継ぎというご理解で差支えございません。
35	【該当箇所】別紙1 要件定義書 3.15 教育に関する事項（3）教育の実施時期（19ページ）、仕様書 1.（6）作業スケジュール 図2（3ページ） 【質問】別紙1では「遅くとも本システム運用開始の4週間前までに教育を完了」とされていますが、図2では教育が３月末まで計画されています。運用開始日の想定と、教育の完了時期の考え方をご教示ください。	本システムの運用開始日は、令和9年4月1日を想定しています。したがって、教育は原則として、運用開始の4週間前までに完了することとします。図2において教育が3月末まで記載されているのは、主要な利用者に対する教育に加え、教材の提供、追加説明及びフォローアップ等を含む全体の作業期間を示したものです。
36	【該当箇所】仕様書 4.（5）成果物 表2 成果物一覧（11ページ） 【質問】操作手順書及び研修用資料の納入期限「リリース予定日の１か月前まで」について、リリース予定日の想定をご教示ください。	本システムのリリース予定日は、令和9年4月1日を想定しています。したがって、操作手順書及び研修用資料は、原則として令和9年3月1日までに納入することとなります。
37	【該当箇所】仕様書 4.（5）成果物 表2 成果物一覧（10ページ） 【質問】システム導入実施計画書等の納入期限「契約締結後２週間以内」について、契約締結日（落札決定日）が１２月中旬となる場合、年末年始（行政機関の休日）を除いた期間で数えてよろしいでしょうか。	「契約締結後2週間以内」は、契約締結日の翌日から暦日で起算するものとし、行政機関の休日を除いて計算する趣旨ではありません。 ただし、期限の末日が行政機関の休日に当たる場合の提出日については、契約締結後、環境省と受注者との協議により調整します。また、年末年始の期間を含む場合であっても期限内の提出が可能となるよう、あらかじめ準備してください。

38	【該当箇所】別紙1 要件定義書 1.3 業務実施の時期・時間 （2）業務の実施・提供時間、表7（4～5ページ） 【質問】「受注者が運用作業を支援する」「求めに応じて3営業日以内の対応」及び表7のヘルプデスク業務は、本業務の契約期間（令和９年３月３１日まで）内の対応と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
39	【該当箇所】別紙1 要件定義書 1.1 業務実施手順、2.2 画面に関する事項、2.4 データに関する事項（2、8～10ページ） 【質問】別紙1で参照されている別添1の「画面一覧」「データ一覧（現行データ）」「データ一覧（新規データ）」シート（「要件概要・機能要件一覧」のN列「システム化対象」を含む）、別添2「業務フロー」、別添3「画面遷移図」、別添4「帳票サンプル」は、公示資料に含まれていません。ご提示いただくことは可能でしょうか。閲覧資料で確認できる場合は、その旨ご教示ください。	当該資料を加えた仕様書一式を、本日（11/9）GEPS上に再掲載しました。なお、再掲載にあたり、GEPS案件番号については「６２８３４０」で公告させていただいておりましたところ、こちらを取り消し、新たに、案件番号「６３１９６６」で、本件公告させていただいております。なお、閲覧資料でも確認可能です。
40	当システムにおける図面の取り扱いについて（区域図・路線図などShapeファイル） →外部で作成したファイルの保存（アップロード）する機能のみ提供という理解で相違ないか？ →システム上で何らかの変換処理は不要の認識でいるが相違ないか	ご認識のとおりです。 区域図・路線図等については、本システム外で作成したShapeファイル等を、関係する案件等に紐づけてアップロードし、保存・参照する機能を提供する想定です。 本システム上で図形データを作成し、又はShapeファイル等への変換処理を行う機能は、本業務の導入対象としていません。
41	1.6 情報システム化の範囲 →本調達の範囲としている次期システムの主な機能として「地図によるデータ表示」とあるが、 GIS 統合基盤との連携を前提とした記載であるか？ ※本調達では実現性検証の段階のため、地図表示は提供対象外の理解で相違ないか？	GIS統合基盤等との外部インタフェース連携は、初期実装の対象外です。このため、GIS統合基盤との連携による地図表示機能は本業務の必須の実装対象ではなく、本業務において実現性検証を行い、導入要否及び実装時期を整理します。
42	外部連携・実現性検証方針について（EASY 及びGIS 統合基盤） →連携対象の機能の整理は実施済みであるかどうか。 →検証にあたり必要な接続先にいて、問い合わせ先が明確であり詳細情報は既に整理されている状態であるか？（他システム等で実績はあるかどうか）	連携候補となるシステム及び連携の方向性は整理していますが、具体的な連携対象機能、接続方式、ネットワーク、ライセンス、権限等は確定していません。環境省から提供可能な情報等を基に、本業務において実現性を検証してください。
43	業務概要・機能要件より No.5 システム管理におけるバッチ処理について、バッチの処理対象が特段記載されていないが何を想定しているか？	現時点では、バッチ処理の具体的な対象、実行条件及び実行頻度は定めていません。本業務において、各機能の実現方式及びPower Platformの標準機能等を踏まえて必要性を確認し、必要な場合は、その対象及び実施方法をシステム導入方針の設計において整理してください。